

## ちょっと気になるデータ解説

## 労働時間の二極化の進行

日本における労働時間の動向をみると、本則に週40時間制が盛り込まれた改正労働基準法が施行された1988年以降、週休二日制の定着とともに、総じて穏やかに減少してきたとされる。しかし、最近では労働時間の長い雇用者と短い雇用者の双方の割合が増加することにより、労働時間の二極化の問題が指摘されるようになった。また、年次有給休暇の取得率も低下傾向にある。

平成19年版の労働経済白書では、労働時間の二極化について、総務省「労働力調査」の特別集計結果から、①男性では、20～29歳および50歳以上の年齢層で週35時間未満雇用者が増えている一方で、35歳～49歳層で週60時間以上雇用者の割合が増加している②女性では、週35時間未満雇用者の割合が15～29歳層および50歳以上で増えており、とくに若年層の増加が著しいと指摘している。また、正規雇用者における週60時間以上雇用者の割合が高いのに加え、労働者派遣事業所の派遣社員の週60時間以上雇用者の割合も高まっている。これに対し、パート、アルバイトなどの非正規労働者では、週35時間未満雇用者の割合が高くなっているとされる。さらに、白書によれば、有給休暇の取得状況も、1996年以降総じて低下傾向にあり、週労働時間が長くなるにつれて有給休暇取得日数が少ない労働者の割合が高まっているという。

表1 男女、年間就業日数別雇用者（役員を除く）数及び割合  
—平成14年、19年—

		年間就業日数				
		150日未満	150～199日	200～249日	250日以上	
割合	平成19年	総数	10.7	8.4	35.8	44.1
		男	7.1	5.7	35.0	51.4
	平成14年	女	15.4	11.8	36.8	35.0
		総数	10.3	9.6	41.7	37.8
増減	平成19年と平成14年の差	男	6.8	6.6	42.1	44.0
		女	15.2	13.7	41.2	29.4
	平成19年と平成14年の差	総数	0.4	-1.2	-5.9	6.3
		男	0.3	-0.9	-7.1	7.4
	女	0.2	-1.9	-4.4	5.6	

資料出所：総務省統計局「平成19年就業構造基本調査」

労働時間二極化の傾向は、総務省が5年に一度実施している「就業構造基本調査」の最新の結果（本年7月発表、速報版）においても現われている。まず「就業日数」をみると、平成19年における雇用者（役員を除く）の年間就業日数では、「150日未満」の雇用者が総数（5326万2500人）の10.7%、同様に「150～199日」が8.4%、「200～249日」が35.8%、「250日以上」が44.1%となった。平成14年の前回調査結果と比べると、長期の「250日以上」の割合が6.3ポイント、短期の「150日未満」が0.4ポイントそれぞれ上昇しており、その中間の「200～249日」が5.9ポイント、「150～199日」が1.2ポイントそれぞれ低下している。男女別では、男性の就業日数「250日以上」の割合が51.4%（平成14年と比べて7.4ポイント増加）と多く、女性の「250日以上」も35%（平成14年と比べて5.6ポイント増加）に達する（表1）。

表2 男女、週間就業時間別雇用者（役員を除く）数及び割合  
—平成14年、19年—

週間就業時間	男女計			男			女		
	平成19年	平成14年	差	平成19年	平成14年	差	平成19年	平成14年	差
30時間未満	8.0	6.7	1.3	2.6	1.7	0.9	16.3	14.9	1.4
30～34	3.8	3.4	0.4	1.6	1.3	0.3	7.2	6.9	0.3
35～42	30.7	31.5	-0.8	26.4	27.5	-1.1	37.3	38.0	-0.7
43～48	25.8	27.7	-1.9	28.2	29.5	-1.3	22.0	24.8	-2.8
49～59	18.6	18.7	-0.1	23.5	23.3	0.2	11.3	11.1	0.2
60時間以上	12.7	11.9	0.8	17.5	16.6	0.9	5.6	4.2	1.4

資料出所：総務省統計局「平成19年就業構造基本調査」

「週間就業時間」をみても、短時間就業と長時間就業の二極化が進んでいる。年間就業日数が200日以上の雇用者（役員を除く）の週間就業時間階級別割合は、「30時間未満」が8.0%（平成14年と比べ1.3ポイント増加）、「30～34時間」が3.8%（平成14年と比べ0.4ポイント増加）だったのに対し、「週60時間以上」は12.7%（平成14年と比べ0.8ポイント増加）となり、週35時間未満および週60時間以上の割合がそろって5年前より上昇している。この傾向は男女とも同様である（表2）。

この「週間就業時間」における男性のデータをさらに年齢階級別にみると、平成19年において、男性の「60時間以上」の割合は、「30～34歳」が22.9%と最も高く、次に「35～39歳」が22.5%となっている。さらに「25～29歳」で22.2%、「40～44歳」でも21.0%とそれぞれ2割を超えている。

政府は昨年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。同指針では、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」を実現するための必要条件の一つとして、「健康を害するような長時間労働がなく、年次有給休暇の取得が促進されていること」をあげ、その数値目標も盛り込んでいる。具体的には、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が現状10.8%（平成18年労働力調査に基づく）であるのを2017年に半減し、年次有給休暇取得率が現状46.6%（平成19年就労条件総合調査に基づく）であるのを2017年に完全取得とすることを掲げた。憲章では、企業におけるワーク・ライフ・バランス促進を「社会全体の運動として広げていく必要がある」と述べ、政労使および国民の合意形成と積極的な取り組みの必要性を強調している。

（調査・解析部 主任調査員 吉田和央）